

保育士奨学金返済支援事業について

■事業の概要

指定保育士養成施設を卒業した保育士が、民間保育所等へ常勤保育士として新規採用された場合、在学中に借り入れた奨学金返済費用の一部を補助する。

(年額上限 10 万円) (財源は全額市費)

■事業の目的

市内の民間保育所等に就職した保育士が奨学金を返済するために要した費用の一部を助成することで、就職後の経済支援を行い、保育人材の確保や定着及び離職防止を図る。

■補助内容

市内の民間保育所等に就職した保育士の奨学金返済額のうち、年額 10 万円を上限として、1/2 を補助する。(6 年間限定)

■補助対象者

以下の市内施設に勤務する保育士及び保育教諭

- ・民間保育所
- ・幼稚園型認定こども園
- ・幼保連携型認定こども園
- ・小規模保育事業所 A 型・B 型
- ・事業所内保育事業所

■事業費

平成 30 年度：4,700 千円

以上

(問合せ) 西宮市 保育幼稚園支援課 0798-35-3044